

区域計画の変更の認定申請書

令和7年 月 日

内閣総理大臣 殿

宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議

令和6年12月19日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」を追加する。
- (2) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特区利子補給金の支給事業」を追加する。
- (3) 「その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」中、「外国人を含めた開業を促進するための「熊本県開業ワンストップセンター」の設置」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

宮城県・熊本県 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 9 月 5 日

宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、熊本県全域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。【令和7年度中を目途に実施】

(3) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援

(国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

① 次世代パワー半導体に係る検査及び搬送装置（形状等に応じた先進オーダーメイド型）の開発・生産

株式会社EFFORTが、次世代パワー半導体に係る検査及び搬送装置の開発・生産拠点の整備を図る、半導体関連産業の高度化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

(熊本県)

3 略

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 略

(2) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「熊本県開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「熊本県開業ワンストップセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和7年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び熊本県

ii) 設置場所：熊本県庁内

iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。

- ・施設長は、熊本県産業支援課長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「宮城県・熊本県国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。

- ・相談担当は、熊本県が担い、本事業全体に係る業務の総合窓口として連絡調整を行い、必要に応じて知見等を持つ事業者に委託する。

- ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

なお、相談担当が兼務する場合もある。

iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実施する。

- ・相談担当による申請書等の作成支援

- ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整 等

v) その他：完全予約制。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前9時から午後5時までとする。

新旧対照表

宮城県・熊本県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1) 略 (2) 名称：<u>国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業</u> <u>内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例</u> <u>(国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)</u> <u>国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、熊本県全域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズへ対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。【令和7年度中を目途に実施】</u> (3) 名称：<u>国家戦略特区支援利子補給金の支給事業</u> <u>内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援</u> <u>(国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)</u> ① <u>次世代パワー半導体に係る検査及び搬送装置（形状等に応じた先進オーダーメイド型）の開発・生産</u> <u>株式会社E F F O R Tが、次世代パワー半導体に係る検査及び搬送装置</u>	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1) 略 [加える。] [加える。]

<u>の開発・生産拠点の整備を図る、半導体関連産業の高度化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。（熊本県）</u> 3 略 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 （1） 略 <u>（2）事項：外国人を含めた開業を促進するための「熊本県開業ワンストップセンター」の設置</u> <u>内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「熊本県開業ワンストップセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和7年度中に設置予定】</u> <u>i）設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び熊本県</u> <u>ii）設置場所：熊本県庁内</u> <u>iii）実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。</u> <u>・施設長は、熊本県産業支援課長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「宮城県・熊本県国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。ま</u>	3 略 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 （1） 略 [加える。]
--	--

<u>た、施設長は、その運営に関する責任を負う。</u> ・ <u>相談担当は、熊本県が担い、本事業全体に係る業務の総合窓口として</u> <u>連絡調整を行い、必要に応じて知見等を持つ事業者に委託する。</u> ・ <u>受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行</u> <u>う。</u> <u>なお、相談担当が兼務する場合もある。</u> iv) <u>事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実</u> <u>施する。</u> ・ <u>相談担当による申請書等の作成支援</u> ・ <u>受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整 等</u> v) <u>そ の 他：完全予約制。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日</u> <u>～1 月 3 日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前 9 時から午後</u> <u>5 時 までとする。</u>	
---	--